



平成 23 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘
(コード番号 8945 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀
(TEL . 03 - 5229 - 8700)

取締役等に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行枠承認に関するお知らせ

当社は、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定、並びに平成 23 年 9 月 28 日開催の当社定時株主総会の決議に基づき、当社取締役並びに当社監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する枠について、下記の通り決議承認を得ましたのでお知らせいたします。

記

当社取締役、監査役が、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも、株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社の取締役に対しては短期の賞与型インセンティブ及び中長期の退職金型インセンティブを、また、監査役に対しては中長期の退職金型インセンティブの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行する制度を採用いたします。

当社の取締役及び監査役の報酬額におきましては、平成 13 年 9 月 28 日開催の第 3 期定時株主総会の承認を受けて以来、取締役は年額 200,000 千円、監査役は年額 100,000 千円の上限であります。これらの報酬額とは別枠で、取締役については年額 100,000 千円の上限（うち、社外取締役分は 2,000 千円上限）監査役については年額 50,000 千円の上限（うち、社外監査役分は 4,000 千円上限）で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、平成 23 年 9 月 28 日開催の当社定時株主総会で決議承認を得ました。

株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役及び監査役の報酬等の額については、総額は 150,000 千円を上限といたします。

当社取締役の員数は 5 名（うち、社外取締役 1 名）また、当社監査役は 3 名（うち、社外監査役 2 名）であります。

当社が今後導入する株式報酬型のストックオプションの概略は、以下の通りであります。

1．新株予約権の種類

- (1) 短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプション
- (2) 中長期の退職金型インセンティブ株式報酬型ストックオプション

2. 各新株予約権の発行要項

(1) 短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当対象者

当社取締役（社外取締役を含む）を対象とする。

新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

- 1) 年間に割当てる新株予約権の総数：400 個（上限）とする。

うち、社外取締役には 40 個（上限）とする。

- 2) 目的となる株式の種類及び数：当社普通株式 40,000 株を上限とする。

うち、社外取締役には 4,000 株を上限とする。（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

新株予約権の払込金額

割当日において算出した公正価額を払込金額とする。

なお、当社は、新株予約権の割当を受ける当社取締役に対し、それぞれの取締役はその払込金額に代えて、当該払込債務と当社に対する報酬債権を相殺することにより新株予約権を取得する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は金銭とし、その 1 株当たりの価額は 1 円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使の条件

- 1) 本新株予約権者は、権利行使の時点において当社の取締役の地位であることを要する。

ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から 2 年が経過する日（ただし、権利行使期間内）までに限り、行使することができる。

- 2) 本新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。

ただし、一部を行使する場合は割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

- 3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の相続

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち 1 名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の 1 年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

(2) 中長期の退職金型インセンティブ株式報酬型ストックオプション

新株予約権の割当対象者

当社取締役（社外取締役含む）及び当社監査役（社外監査役を含む）を対象とする。

新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類及び数

1) 年間に割当てる新株予約権の総数：総個数 600 個（上限）とする。

（内訳）

取締役 400 個（上限）

うち、社外取締役には 40 個（上限）とする。

監査役 200 個（上限）

うち、社外監査役には 80 個（上限）とする。

2) 目的となる株式の種類及び数：当社普通株式 60,000 株を上限とする。

うち、社外取締役には 4,000 株を上限とする。

うち、社外監査役には 8,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

新株予約権の払込金額

当該新株予約権の払込金額は、無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は金銭とし、その 1 株当たりの価額は 1 円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使の条件

1) 本新株予約権者は、当社取締役並びに監査役のいずれも、その地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に限り、権利行使ができるものとする。

2) 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。

3) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の相続

(1)の に同じ。

新株予約権の譲渡制限

(1)の に同じ。

その他

(1)の に同じ。

以上